

各監査の結果です！

平成17年に実施した各監査の結果は、以下のとおりです。

1 定例監査

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、予算執行、財産の管理等について適切な執行がなされているかを監査しました。

監査の結果、**54件の指摘及び8件の意見・要望**を行いました。

また、監査を効率的、効果的に実施するために、**局ごとに「重点監査事業(事項)」を設定**して、監査を行いました。

主な指摘、意見・要望事項は、以下のとおりです。



使用されていないエスカレータの取扱いについて見直しを行うべきもの【重点監査事項】

エスカレータの保守には、建築基準法に基づき年1回必ず行わなければならない点検と、1か月及び3か月ごとに機能を良好に保つために行う点検とがある。

ところで、都議会棟にあるエスカレータ2台については、**平成5年度**に省エネルギー対策として**稼働を停止して以来、現在まで一度しか稼働**していない。



都議会棟のエスカレータ

しかし、建築保全部では、年1回の法定点検のほかに、1か月及び3か月ごとに点検を行うなど、**通年稼働のエスカレータと同様の保守業務**を行っている。

部は、10数年間ほとんど使用されていないエスカレータについて、今後の利用見通しや経済性等を総合的に勘案し、見直しを行われたい。

(【指摘事項】財務局)



未処分地の有効活用を検討すべきもの【重点監査事項】

東京港防災事務所は、事務所に隣接している土地（1,225㎡）を国への一時貸付が終了した平成6年度以降、来客者用駐車場として使用している。



来客者用駐車場

しかし、この土地は、臨海開発部所管の売却等予定地（未処分地）であり、同事務所敷地内には、**既に来客者用の駐車スペースが十分確保されているため、未処分地を使用する必要性は認められない。**

この未処分地は、最寄り駅から徒歩5分の好立地にあることから、部は、**早急に有効活用を検討**すべきである。

（【意見・要望事項】港湾局）



有償刊行物の在庫管理を適切に行うべきもの【重点監査事項】

広報広聴部では、都の各局が編集発行した都政刊行物のうち、特に需要の多いものを増刷して販売（都庁第一本庁舎3階の都民情報ルーム）しており、毎月、棚卸しを実施し、現物数を把握している。

ところで、この有償刊行物について、**販売管理システムで管理している在庫数と棚卸しによる現物数とを照合したところ、差異が生じていた。**

これは、部が管理在庫数と現物数との**照合を行っていなかった**ためである。

適切な在庫管理を行うためには、管理在庫数を基本として棚卸しを行い、管理在庫数と現物数とを照合して、販売管理システムを有効に機能させる必要がある。

部は、有償刊行物の在庫管理を適切に行われたい。



都民情報ルーム

（【指摘事項】生活文化局）



パソコン教室について (ア) 保守料金の積算を適正に行うべきもの

(イ) 集団学習装置の更新を適切に行うべきもの

(ア) 都立高校では、パソコンを利用して各教科の授業を行うため、パソコン教室を設置している。パソコン教室の集団学習装置(パソコン本体、サーバー、プリンター、机、椅子、フリーアクセスフロア等)の更新は、111校がリース契約により、81校が購入契約により行っている。

このうち、リース契約となっているパソコン教室の集団学習装置の保守料金について、学務部は、**保守料金(60か月分)をリース料金とは別に積算すべきところ、リース料金に含めて積算した結果、1教室当たり約83万円が過大積算となっている。**

部は、リース契約に係る保守料金を適正に積算されたい。

(イ) 集団学習装置の機器等のうち、机・プリンター台・椅子・フリーアクセスフロア(配線用の床)は、リース業者から所有権の移転を受けるなどして、**リース期間終了後も継続して利用できるにもかかわらず**、学務部は、集団学習装置の更新に当たり、これらについても撤去・新設を行っている。



パソコン教室

その結果、**購入により更新した学校では1教室当たり約485万円、リースにより更新した学校では1教室当たり約620万円が不経済支出**となっている。

部は、リース機器の利用可能期間を認識し、更新を適切に行われたい。

(【指摘事項】教育庁)



診療報酬の請求を適切に行うべきもの

都立病院における診療報酬の請求等に係る事務処理を見たところ、次のとおり、**是正・改善を要する事例**が見受けられた。

ア 駒込病院、神経病院、八王子小児病院及び梅ヶ丘病院では、カルテの病名等に記載不備があるため、**診療報酬を請求していないもの**があった。

(4病院で約743万円)

イ 府中病院及び清瀬小児病院では、社会保険診療報酬支払基金等から返戻されたレセプトの不備を補正せず、**長期間にわたり未請求**になっているものがあった。

(2病院で約1,602万円)

ウ 駒込病院、清瀬小児病院及び梅ヶ丘病院では、審査機関で減額査定された診療報酬について、再審査請求することが各病院の保険診療委員会で決定されているにもかかわらず、**長期間にわたり再審査請求をしていないもの**があった。



都立駒込病院

病院経営は、診療報酬に基づき成り立っていることから、各病院は、診療報酬の請求を早期に、かつ確実に行われたい。

(【指摘事項】病院経営本部)